

「食品、添加物等の規格基準」の一部改正に係る 意見募集について



厚生労働省は「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれのあるもの」として指定するおもちゃの規格基準に関して、「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)」の一部を改正することについて、平成21年9月30日～10月29日の期間でパブリックコメントを募集しました。おもちゃの規格基準の改正案について、概要は以下の通りです。

- (i) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)第78条各号に規定するおもちゃの可塑化された材料からなる部分は、フタル酸ジブチル、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)又はフタル酸ベンジルブチルを0.1%を超えて含有してはならない。
- (ii) 規則第78条第1号に規定するおもちゃの可塑化された材料からなる部分は、フタル酸ジイソデシル、フタル酸ジイソノニル又はフタル酸ジオクチルを0.1%を超えて含有してはならない。ただし、口に接することを本質とする部分に限る。
- (iii) 規則第78条第1号に規定するおもちゃの可塑化された材料からなる部分であって(ii)に規定するおもちゃの口に接することを本質とする部分以外の部分、並びに規則第78条第2号及び第3号に規定するおもちゃの可塑化された材料からなる部分については、それらのうち乳幼児の口に入れられる部分は、フタル酸ジイソデシル、フタル酸ジイソノニル又はフタル酸ジオクチルを0.1%を超えて含有してはならない。

※公布日から起算して1年を経過した日(ただし、(iii)にあっては公布日から起算して3年を経過した日)以降に製造され、又は輸入されるものについて適用する。

当社では製品/材料中、水道水、環境水など様々な媒体におけるフタル酸エステル類の分析を行っております。是非お任せください。

資料 2009年9月30日付 厚生労働省ホームページ

クロマト分析箇所 神村悠介